

## ◆◆◆ 令和3年度かほく市介護保険料について

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された制度です。

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直され、かほく市にかかる介護サービス費用の総額見込みに基づいて一人当たりの介護保険料を算出します。

第8期(令和3～5年度)の保険料基準額は、介護給付費・介護給付費準備基金の状況から第7期と同額の月額5,900円に据え置きます。

詳しくは、7月中旬に発送いたします本算定通知書をご確認ください。

### 第8期(令和3～5年度)所得段階別の保険料

段階	対象者	月額保険料※	年額保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	1,770円	21,240円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万超120万円以下の方	2,950円	35,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入が120万円超の方	4,130円	49,560円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	5,310円	63,720円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超の方	5,900円	70,800円
第6段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	7,080円	84,960円
第7段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,670円	92,040円
第8段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	8,850円	106,200円
第9段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	10,030円	120,360円
第10段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が500万円以上1千万円未満の方	10,915円	130,980円
第11段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が1千万円以上の方	11,800円	141,600円

### ◎介護保険料の軽減について

第1段階～第3段階については、負担軽減措置により次のように軽減されています。

**第1段階** かほく市の基準額70,800円×(0.45⇒0.3)=31,860円⇒21,240円

**第2段階** かほく市の基準額70,800円×(0.75⇒0.5)=53,100円⇒35,400円

**第3段階** かほく市の基準額70,800円×(0.75⇒0.7)=53,100円⇒49,560円

※月額保険料は年額を12箇月で割った目安額です。期別額とは異なります。